

○龍ヶ崎市長が管理する情報の公開に関する規則

平成9年12月18日

規則第41号

改正 平成15年3月31日規則第29号

平成28年3月29日規則第46号

令和元年7月11日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、龍ヶ崎市情報公開条例（平成9年龍ヶ崎市条例第33号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、市長が管理する情報の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報公開請求書等)

第2条 条例第6条の規定に基づき情報の公開を請求しようとするものは、情報公開請求書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 条例第6条第3号に規定する市長が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 情報の公開を請求できるものの区分

(2) 情報の公開の区分

3 市長は、請求書を受理したときは、当該請求書の写しを、請求書を提出したものに交付するものとする。

(請求に対する決定等の通知)

第3条 条例第7条第1項に規定する書面は、決定通知書（様式第2号）とする。

2 条例第7条第3項に規定する書面は、決定期間延長通知書（様式第3号）により行うものとする。

(第三者情報の取扱い)

第4条 市長は、条例第7条第2項の規定により第三者から意見を聴こうとするときは、当該第三者に対し、第三者情報の情報公開に関する意見照会書（様式第4号）により、請求に係る情報の概要及び公開請求があった旨並びに意見の提出期限を通知するものとする。

2 前項の規定により意見を求められた第三者が、意見を述べようとするときは、第三者情報の情報公開に関する意見申述書（様式第5号）によるものとする。

3 市長は、前2項の規定により第三者から意見を聴いた場合においては、当該第三者に関する情報の性格、価値、公開したときの影響等を十分考慮し、情報の公開をするかどうかの決定を行うものとする。

4 市長は、前項の規定により条例第7条第1項の決定を行う場合において公開の決定をするときは、当該決定と公開を実施する期日との間に当該第三者が審査請求の手續を講ずるに相当な期間を確保するとともに、第三者情報公開決定通知書（様式第6号）により、公開の決定後速やかに、当該第三者に対し、当該決定の内容その他必要な事項を通知するものとする。

（情報の公開の方法等）

第5条 情報の公開を受けるときは、決定通知書を提示しなければならない。ただし、条例第7条第1項ただし書の規定により口頭で通知をした場合においては、この限りでない。

2 情報を閲覧する者は、当該情報を改ざんし、若しくは汚損し、又は破損してはならない。

3 市長は、情報を閲覧する者が、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められるときは、当該情報の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

4 条例第8条第1項の規定により情報の公開をする場合の当該情報の写しの交付部数は、請求に係る情報1件につき1部とする。

（情報の公開に係る費用）

第6条 条例第11条第2項の規定による情報の写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する費用は、情報の写しの交付を受ける際に納付しなければならない。

（審査会への諮問）

第7条 市長は、条例第12条の規定により審査会に諮問する場合は、情報公開諮問書（様式第7号）により行うものとする。

（任意的公開の申出書）

第8条 条例第15条の規定により情報の公開の申出をするものは、情報任意的公開申出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申出書の提出があったときは、申出に係る

情報の公開をするかどうかの決定を行い、申出をしたものに対し、当該決定の内容を情報任意的公開回答書（様式第9号）により通知するものとする。

（情報公開目録）

第9条 条例第16条に規定する目録は、情報公開目録とし、市長の指定する場所に備え置くものとする。

（運用状況の公表）

第10条 条例第17条の規定による運用状況の公表は、年度ごとに次に掲げる事項について取りまとめ、翌年度6月末日までに龍ヶ崎市広報紙に掲載することにより行うものとする。

- (1) 情報の公開の請求状況
- (2) 情報の公開の請求に対する決定状況
- (3) 審査請求の件数及びその処理状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月31日規則第29号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月29日規則第46号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の龍ヶ崎市長が管理する情報の公開に関する規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の龍ヶ崎市長が管理する情報の公開に関する規則の規定による様式については、当分の間、これを補正して使用することができる。

付 則（令和元年7月11日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	費用の額
写しの作成に要する費用	1枚につき10円
写しの送付に要する費用	郵送料相当額

備考

- 1 写しの作成に用いる用紙の規格は、原則として日本産業規格A列3番及び4番並びにB列4番及び5番とし、他の大きさの用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 2 1枚の用紙の両面に複写した場合の写しの作成に要する費用の額は、2枚として計算する。